

令和7年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月12日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和7年12月12日

午後0時58分

1. 閉 会 令和7年12月12日

午後5時33分

1. 出 席 委 員

委員長 山本 英明

副委員長 小玉 忠重

委員 山下 昌和

委員 宇都宮俊文

委員 二宮 一朗

委員 森川 一義

1. 欠 席 委 員

なし

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 大野本 敦

教育部長 谷川 和久

消防本部消防長 宇都宮憲治

総務課長 山崎 徳博

税務課長 古川 郁夫

財政課長 沖野 貴洋

まちづくり推進課長 安田 司

政策推進課長 原井川英一

消防総務課長 山本 清久

防災課長 植木 宏次

教育総務課長 宮中 英希

学校教育課長 宇都宮 晋

まなび推進課長 大崎 伸一

総務課長補佐 岡本 夕佳

税務課長補佐 二宮 厚彦

税務課長補佐 遠藤 浩司

財政課長補佐 三瀬 一也

財政課長補佐 正司 哲朗

まちづくり推進課長補佐 松本 義博

まちづくり推進課長補佐 中村奈央子

まちづくり推進課長補佐 中井 圭介

地域づくり活動センター推進室長

三好 祐介

政策推進課長補佐 周藤 功治

消防総務課長補佐 大竹 章由

教育総務課長補佐 山本 裕樹

教育総務課長補佐 柿原 稔広

学校教育課長補佐 薬師寺ふみ

せいよ西学校給食センター所長

三好俊一郎

三瓶学校給食センター所長

田中 長治

まなび推進課長補佐 高木 邦宏

まなび推進課長補佐 長野 聖司

総務課係長 山下 元紀

税務課係長 池田 瑞恵

財政課係長 角藤 展行

まちづくり推進課係長 兵頭 孝明

地域づくり活動センター推進室係長

井上 裕也

政策推進課係長 河野 温

消防総務課係長 土居 弘樹

学校教育課係長 松本 英之

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第109号 西予市公共施設照明E S C O事業（L E D化）委託契約について

議案第110号 旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について

議案第111号 財産の無償貸付について

議案第112号 財産の無償貸付について

議案第113号 財産の無償貸付について

議案第114号 財産の無償貸付について

議案第117号 西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について

議案第118号 西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第119号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第120号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について

議案第122号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について

議案第123号 西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について

議案第124号 西予市立学校施設の開放に關す

る条例の一部を改正する条例制定について

議案第125号 西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第126号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

議案第127号 西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について

議案第128号 西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について

議案第129号 西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について

議案第130号 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について

議案第139号 西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について

議案第140号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第141号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第142号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第146号 西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について

議案第147号 西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について

議案第152号 西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について

議案第153号 西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について

議案第174号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）

請願第3号 学校給食の無償化を求める請願

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後0時58分

○小玉副委員長

これより令和7年第4回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○山本委員長

山本委員長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

次に山住総務部長より挨拶をお願いします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○小玉副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○山本委員長

それでは早速、議事に入りたいと思います。

最初に総務課の審査を行います。

議案第117号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」、そして議案第118号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」は関連がありますため一括議題とさせていただきます。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第117号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」及び議案第118号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して説明申し上げます。

本市は、現在深刻な財政危機に直面しており、慢性的な赤字体質からの脱却を図るべく策定いたしました西予市財政危機脱却プラン2025に基づき、早期の財政再建を目指しているところでございます。

今回の条例制定及び改正は、今後の行財政改革の実施に当たり、市民の皆様にも様々な御負担をお願いする中で、職員自らが改革への決意と将来への責任を果たすべく、人件費の抑制を図る特例

措置を講じるものでございます。

本特例は、令和8年度と令和9年度の2年間給料月額から一定率を減額するものです。特別職につきましても、現行の減額措置を大幅に拡大いたします。市長は、現行の10%減額から40%減額へ、副市長は、現行の7%減額から30%減額へ、教育長は、現行の4%減額から20%減額へ、それぞれ引き上げるものでございます。一般職につきましても、新たに給与の一部を減額する特例を設けます。ただし、若手職員の影響を最小限に抑えるよう職責に応じた傾斜配分としており、部長級は5%、課長級は4%、課長補佐級は3%、係長、主任級は2%、主査、主事級は1%を減額するものでございます。なお、将来の西予市を担う人材を確保するため、令和8年4月1日以降の新規採用職員につきましても、本条例の対象外といたします。また、任期付職員及び会計年度任用職員につきましても対象外といたしております。

本特例による削減効果額といたしましては、特別職で年間約1107万円、一般職で約6949万円、合わせて年間で約8056万円、2年間で約1億6112万円を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山下委員

ただいまの説明の中に財政脱却プランによって市民にやはり痛みを与えると、その中でやはり職員の給料を下げて職員も痛みを同時に受けるというような話がありましたが、私はですね、この給料減額の意味合いのところはやはりデメリットのところは非常に大きいんじゃないかと思ってます。3つほど挙げさせてもらいますけど、1つはですね、やはり減給によって職員のモチベーションは落ちるんじゃないか。当然この後ですね、職員数を減らしていくっていう話もありますし、当然職員のモチベーションが下がると住民サービスのほうにも影響が出かけない。そういった心配がまずあります。2つ目にはですね、現在でも職員採用試験の応募者が少なくなっていると。今この脱却プ

ランに向けて、じゃあ市のほうに応募しようと思
った優秀な人材が、逆に減ってくるのではない
かとそれを危惧いたします。この職員の採用試験
に向けて、仮にニーズが少なくなった場合、恐ら
く単年度では終わらないだろうと。ここ何年かは
その影響が出てくると思いますので、その辺りの
懸念もあると感じます。3つ目にはですね、市役
所はですねやはり、この西予市の中にとりまして
もやっぱり大きな企業としてのとらえ方があると思
います。職員の給料が減額になってくる、当然
消費のところも落ち込んでくるのではないかと。
そうなると、やっぱり一般の市のいろんな職業に
影響が出て兼ねない。そういったところの心配を
いたします。基本的に私は職員の給料の減額につ
いてはですね、もう1回見直しをしていただいて、
再考をしていただきたいと。このように考えてお
ります。

○山本委員長

再考をという質疑でいいですか。

○山住総務部長

まず再考は出来ないかという御意見、御質問と
いうことについては、市といたしましては、今回
のこの給与削減の条例については、今のこの段階
におきまして見直しをするという考えにはござい
ません。3点ほどデメリットについて、御指摘を
いただきました。まず、モチベーションの低下と
いうところを、まず懸念があるということでござ
いました。確かに、職員の中には給与が下がるこ
とによって、意識の低下というものを持つ職員も
出てくるかとは思いますが。ただ、今回のプラン改
革の根底にあるのは、意識改革というところです。
こういった市の財政を招いたその原因というところ
は、いろいろ批判もいただきますけれども、基本
的には組織的なものというものも大きくあるかな
と。そうなると、それを払拭していくためにやは
り職員一人一人が意識を変えていかないといい
ない。そのためには、全職員が対象となるような
仕組みでなければ、なかなかその意識に持ってい
くことは難しいのではないかとということで、もち
ろん、若手職員への配慮ということで、傾斜をつ
けさせていただいておりますけれども、正職員につ
いては、全員がその対象とすべきという判断で今
回の条例とさせていただいております。それと職
員の応募の件もございましたが、これは一般質問

でもお答えさせていただいておりますけれども、
確かに近年、採用試験においても応募する方が減
ってきてますし、そもそもは公務員離れというこ
ところもございます。そういったところについては、
この西予市のまずは労働環境といいますか勤務環
境というのが、どれだけ今の若い方に対応できる
ような環境、それは、例えばテレワークであった
り、サテライト勤務そして週休3日制、今回出さ
せていただいておりますけれども、そういった環境の整
備とともに、ICT、パソコンを使ったそういった
環境づくりも、整えてきておるところです。そう
いったところの魅力と、また、あとはこれも一
般質問でもお答えさせていただいておりますけれ
ども、こういった市の状況であるからこそ、そこ
で自分の能力を発揮してみようではないかという
、そういった若い方を入れたいと、そういうやる気
のある方、意欲のある方を迎え入れたいという
こもありますので、そこについてはいろいろと工
夫はしていきますけれども、こちらとしては、そ
の状況を見ながら、もしも減るようなことがあれ
ば考えていかなければならないと思っております。
それと今回の給与カットにおける市内のほかの事
業所への影響でございます。確かに、市役所がそ
うだからといったことで、そういうふうなことを
思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、た
だそれは、ちょっとそこをそういうことではな
いということ、なかなかこちらとしても言い
にくいところありますけれども、あくまでもそれ
は事業者さんごとで考えていただくということで、
あくまでも今回の給与カットというのは内部向け
の意識改革のもので、そういった経済をどうこう
しようとかというものではないということで、一
応そこは分けて事業者の方におかれても考えて
いただきたいと思います。ちょっと長くなりました
が、以上でございます。

〔委員長交代〕

○山本委員

ただいま意識改革が大事なんだというような御
回答いただきました。それも非常に大事なことだ
と思うんですけども、職員の給与に関してはす
ね、私個人的に聖域だなというふうに思っており
ます、個人的には給与というものは。それのおか
げで生活が成り立っているものだと思いますので。
それは今モチベーション低下につながるんじゃない

いかと本当に思います。数字も非常に大事だと思うんですけど、やっぱ数字を上げたり下げたり、頑張って上げろじゃないかというふうに頑張ってくれるのは人なので、人を大事にすることをやっていただきたいなというふうに思うので、今5、4、3、2、1といったスライド方式というようなことを出されておりますけども、100歩とか1,000歩とか10,000歩くらい譲ってですね、5、4、3、2、1を3、2、1、0、0とかそういうようなことへの変更とかいうようなお考えは出来ないのをございましょうか。人を大事にしてほしいので。痛切に思います。

○山住総務部長

職員の配慮ということで大変ありがたいお言葉だと受け止めております。ただ今議会に上程しております議案につきましては、市としては、これが現在のところは最善の方法であろうというふうに考えております。ただし、本条例案について、最終的な議会の判断がいただけないということになれば、再考するということもあり得るのではないかと私は思っております。

〔委員長交代〕

○宇都宮委員

私は議場で反対討論出来ませんので、この場で言わしていただけてよろしいでしょうか。質疑ではないんですが、私のちょっと意見を言わしていただきたいと思います。

まず脱却プランについて、私はこれははっきり言って拙速過ぎる。強引過ぎると思います。この間の一般質問にもありました、まず、財政調整基金が少ないと、これがゼロになるということをおっしゃいましたが、昨日の源議員の一般質問にもありました、目的基金を含めると80億円から90億円あるということは昨日あったと思うんですが、やはりこれも全く使えないわけではないという認識を私は持っております。当然過去にも財政調整基金が多くできれば、目的基金に回したということも出来たはずだろうと思いますし、逆に考えれば、こういう時代のときに、減債基金であり、なんであり絶対使えないという理屈はないと思います。逆に言えば定期貯金がたくさんあるのに、預金がないというような説明にしか聞こえません。特に、先ほどから言ってるように、職員の給与に手をつけるということは絶対これあってはならないと、

私はもう最初から言っておりますが、それははっきりと言いたいと思います。やはりこういう事態になるのはもうどこの自治体でも、もうこれは必ず来ると思います。だから長いスパンで行政改革をやって行くことが当然だろうと思いますし、今回のようにいきなり出してきて職員給与をカットして3年間やります。これで終わったらいいんですかという問題じゃないと思います。やはり根本から考えないと、特に特別職、議員はもうその場終われば終わりますが、職員の皆さんはずっとここで残って仕事をするわけですから、そこはもう本当に、今回、これははっきりと否定しなければいけないと私は思ってます。実質公債費比率も12.9%から少し上がったかもしれませんが、国の基準の18%までもいってないと。だから、この説明自体が、市民の不満と不安をあおったばかりではないかなとはっきり思いました。この事情を知らなければ、本当にこれ夕張市のようになるんじゃないかなというふうな説明ばかりで現実のところが伝えられていないという中で市民の不満もかなり出てきたと思います。はっきり言いますが、職員の給与カットをすることによって、市民に説得材料にしているにしか私は見えませんはっきり言って。こういうやり方はもう絶対に許すことが出来ないと私は思います。議長としてその場では言えませんが、これはやはりもう考え直さなければならぬと思います。アンケート結果も言われたと思います70%ぐらいの職員が、納得しましたと言ったけど、これは実際納得してないと思います。特に部課長にしたら、部下を抱えて若い職員の給与カットは、やめてもらいたいですという意見も聞きました。この立場、この人たちの気持ちももう少し市長が理解しないとどうするんですか。これを部課長に聞いたって仕方ないんですが、部課長、管理職の皆さんも、子育てあるいは学生を持っていたり、本当に生活ギリギリのところでやっておると思います。そんな中で簡単に給与カットする。こういう事態はもう絶対、何遍も言いますがやってはならないと思います。これで士気が上がるわけありません。この辺しっかりとやっていただくと。それからもう1つ、昨日二宮議員も質問で言われました。我慢出来ない人の金まで我慢しろというんですかという。これは私本当だと思います。やはり、教育福祉、これに関する

ことは絶対に削ってはいけないう。この辺もいきなり出てきましたんで議会の中でも、それぞれ削ってはならないとこ、仕方ないところ、それぞれあると思うんで、もう少し本当にもう本気になって議会もやっていかなければならないと思います。

最後ですが、特別職、それから議員については当然、報酬カットはしなければならないと思います。だけど、一般職はもうただの1%でもするべきではないと、私は言いたいと思います。部課長に対して答弁を求めても、これ仕方ないと思いますが、私の意見としてお聞きいただきたらと思います。

○二宮委員

このプランが10月に出てから、それから前もそうすけども、最終的にこの職員給与削減が1%から5%という数字が出てきているのと、条例見ても何とかの100分の何とかということで、なかなか実際幾らなのかっていうのが分かりにくいということで、この1%の職員やったら月いくらくらいで年間いくらくらいなのかというのを、ただ1%、2%、3%、4%、5%ということでちょっと金額的に出していただくと分かりやすいかなと思って質問させていただきます。

○山崎総務課長

各級で最も影響額が高い職員の削減のほうを持ってきておりますので説明させていただきたいと思います。

削減率1%の1級の行政職給料表の方ですが、年間4万2000円程度になっております。そして同じく削減率1%の2級の職員、これが4万6000円ほどとなっております。そして削減率2%これが3級の職員となりますが、年間で12万2000円程度となっております。3%の削減率の職員ですが4級となります。これが20万2000円程度となっております。そして、4%削減これが5級の職員となります。それが28万1000円となっております。そして5%削減率になっております6級の職員でございますが、36万9000円、37万円程度となっております。それが年間の削減額というふうになっております。

○二宮委員

ボーナスも含めてということでもいいんですね。

○山崎総務課長

6月、12月のボーナス支給分も含めての数字

でございます。

○二宮委員

ちょっと委員間討議じゃないですけども、暫時休憩して、それぞれの委員の中の議論というか、そういうのをちょっと進めていただきたいなというふうに思うんですけども。行政とのやりとりだけではなくて。構いませんか。

○山本委員長

分かりました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時25分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時57分)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○二宮委員

こういう職員給与削減というところに至るまでに、例えば全国で同じような財政改革をしている市町村の例というのは確認されと思うんですけども、そういうふうな例がもしありましたら教えていただきたいなと思います。

○山崎総務課長

例でございますが、北海道北見市というところが行っております。市長の給与削減の分でちょっと調べさせていただいたわけなんです、そこが削減率が30%、そして岡山県笠岡市、それが削減率が10%、それが財政健全化という背景に健全化を行っているという状況は調べております。

○森川委員

職員同士が、真剣に行財政計画を話し合ってもらいたいと思います。まず無駄なことをしよる職員も多いし、丸投げがありますし、丸投げをなくすだけでも大分違うと思います。今のままだったら、明日、南海地震が来たらどうするか三瓶、明浜の人がすぐお金を出さないけん状態になってきます。城川でも山が石灰岩ですんで、山崩れがあります。そのことを1番考えとかなないといけんと思います。

○山本委員長

質疑はどのようにされますか。

答弁は要りませんね。質疑ではないので。

○森川委員

職員同士でどういう話し合いをしていますかどうかです。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時59分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 00 分)

森川委員。今給与のことを言ってますんで業務改善のことは、また別に質問をしてください。

ほか質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

それではただいまの 2 議案につきまして、慎重審議いただきましてありがとうございます。それぞれの採決を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第 117 号「西予市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手少数により当委員会といたしましては、原案を否決することに決しました。

続きまして、議案第 118 号「西予市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について」について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

山崎課長の説明を求めます。

○山崎総務課長

議案第 119 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を御説明申し上げます。

今回の改正は、職員が多様な働き方が実現できる環境を整備することを目的とし、フレックスタイム制を活用した週休 3 日制の導入を図るため、本条例の一部を改正するものであります。職員が個々の事情や業務の繁閑に応じた働き方を選択できる環境を整えることで、公務能率の向上と優秀な人材の確保、定着につなげることを目的としております。

改正の具体的な内容としましては、1 日の勤務

時間をほかの勤務日に割り振りすることで、現行の週休日のほかに職員の申告に基づき、勤務時間割り振らない日を設けることを可能とする規定を定めるものでございます。

具体的な制度設計については、事前にお送りしております。フレックスタイムを活用した週休 3 日制についてに基づき説明させていただきます。

本制度の対象職員につきましては、常勤の一般職のうち希望する者を対象としておりますが、短時間勤務職員や会計年度任用職員、シフト勤務の職員につきましては、勤務形態の複雑化を避けるため対象外としております。

概要につきましてですが、本制度の仕組みは、職員の労働時間を短縮するものではなく、職員の 1 日の勤務時間 7 時間 45 分をほかの勤務に割り振るものでございます。具体的には、① 8 時 30 分から 19 時まで働いて、通常より 1 時間 45 分長くできる勤務のパターン②の 8 時 30 分から 19 時 15 分まで働いて、通常よりも 2 時間長く勤務するパターン。そして、③ですが 7 時 30 分から 18 時 15 分まで働いて、通常より 2 時間長く勤務するパターン。この 3 つのパターンの中から選択、組合せを行い 2 週間の期間内で合計 1 日分 7 時間 45 分でございますが、長く働く代わりに週休日を 1 日設けるものでございます。活用例といたしまして、右の図を御覧いただきたいと思いますのですが、本制度による勤務日及び週休日の割り振りは、当面の間、2 週間の間に行うこととしております。この例では、1 週目の火曜日に 8 時 30 分から 19 時まで、金曜日には 8 時 30 分から 19 時 15 分まで、2 週目の火曜日は 7 時半から 18 時 15 分まで、木曜日は 8 時 30 分から 19 時 15 分まで合計で 1 日分長く勤務いたします。その代わりに 2 週目の月曜日に週休日を設けることで、週休 3 日を実現するというものでございます。諸条件といたしまして、公務運営の影響を考慮し、本制度による週休日の取得は月 2 回を上限といたします。利用の際は、所属長への事前申告を必須とし、公務の運営に支障がないことを確認した上で承認いたすこととしております。

実施スケジュールといたしまして、令和 8 年 1 月から全職員を対象に試験運用を開始し、課題の洗い出し等を行い令和 8 年 4 月から本格運営を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

山崎課長の説明は終わりました。

ただいまより質疑に入りたいと思います。

○小玉委員

週休制が出来たら趣味に使ったり、ボランティアに使ったりするのはいいんですが、副業をしようとすれば、公務員は兼職禁止みたいな制度があるじゃないですか。家業しか、お百姓さんぐらいはいいですよみたいな。あるけど、これをちょっと緩和したらどうか思うんですが、いかがでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時7分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後2時7分）

○山崎総務課長

副業の件でございますが、今回、脱却プラン等に関係いたしまして、副業のほうも広げようと考えております。もちろん第一次産業、それのお手伝い、また、部活動の先生とか、そういうものにも広げていこうという考えを持っております。それをこの休暇に使っていただけるというのであれば、構わないと思っております。

○山下委員

最初ですね週休3日って言われたので、完全週休3日かなと思ったら、ちょっと違いますよね。私はこの改革はすごくいいことだろうと思います。この試験をやるこの3カ月ですよ。試験運用の3カ月があまりにも短いじゃないかなと。職員数からすると、この3カ月で果たして、このフレックスタイム制が浸透するのか、あるいは検証ができるのかというところがちょっと心配しますので、本来であればもう少し長い期間きちっと見極めて、この制度に本格的に運用に入るというのがいいのではないかなと、表を見て感じました。そういうところはいかがでしょう。

○山崎総務課長

試験運用の期間が短いというのは、委員の御指摘のとおりだとは思いますが。ただ、今回の脱却プランとアンケート等でもこういうフレックスタイムの週休3日制を活用してほしいという意見

がたくさん出てきております。それをもう4月から行うという考えを持っておりましたので、こういうスケジュールになったということでございます。

○二宮委員

いいことであると思うんですけど、この今の活用例見て2時間ぐらいプラスで残業されることになる管理職の人はどうなんかなと管理職は残業代は要らんのでしょうけども、その分部下が残業されよったら、おらないかんみたいなことになるとしたらまた大変やなと思うんですけどそういうところいかがでしょう。

○山崎総務課長

担当職員の残業、それについては、担当課長がどういう仕事を今日行うのか、そういうことをしっかりと把握していれば、もう横について残しておく必要はございません。そういうことがありますんで、その心配はないと思っております。

○山本委員長

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、採決をとりたいと思います。

お諮りをいたします。議案第119号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時11分）

【税務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後2時18分）

続きまして、議案第120号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

古川課長の説明を求めます。

○古川税務課長

それでは、議案第120号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

す。

本市の法人市民税については、現在、町の水準と同程度としておりますが、本来であれば合併による市制移行に伴いまして、県内の市の水準に合わせるべきところを見送ってきた経緯がございます。

今回の改正については、西予市財政危機脱却プランに基づく行財政改革に合わせまして、市税のあり方を見直し、地方税法第312条第2項及び同法第314条の4第1項ただし書の規定に基づき法人市民税の税率について、標準税率から制限税率への引上げを行うものであります。具体的には法人市民税均等割を1.2倍に、それから法人税割の税率を8.4%に改定し、今回の行財政改革の推進とあわせ安定的な財源確保に努めてまいります。なお、法人市民税の見直しについては、本市の監査委員及び危機脱却プラン策定に係る有識者会議においても、その必要性を指摘されていたところであり、社会経済情勢が不安定な中、法人事業者の皆様には御負担をおかけしますが、今回の改定に御理解いただきたいと思っております。なお、この改正の周知につきましては、10月から12月にかけて、市内商工団体への説明を行いまして、何とか御理解をいただいたところでございます。引き続きまして、各事業所への通知、それから広報ホームページ等での周知により、御理解をいただけたらと思っております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で古川課長の説明は終わりました。

質疑に入りたいと思っております。

質疑はございますか。

○二宮委員

今、資料を見せてもらってますけども、試算的にいうとこの法人税割現行改正というところの6425万円対比の8995万9000円と、その分が増えるという意識でよろしいでしょうか。

○古川税務課長

今ほどおっしゃったように資料にありますところで、資料の4ページになりますが、均等割、法人税割とそれぞれ示しておりますが、こちらの均等割ですと左の額から、右の額に上がるようになります。法人税割も同様でございまして、差引き

しまして約4100万円程度の増額を見込んでおります。令和7年度予算ベースでということで御理解いただけたらと思います。

○山下委員

私も実はその金額、自分で計算して4175万7000円の増額になるかなとは思ってました。この均等割ですよ、これ企業は赤字であっても、これは徴収されるということで認識してよろしいんですよ。ですから結構金額的なところも見てもかなり法人税としては上がるんだなという感覚は持ちました。これもっと早くやるべきではなかったかなと個人的に思います。答弁は構いません。

○山本委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第120号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時22分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後2時23分）

それでは、議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち税務課所管分についてを議題といたします。

古川課長の説明を求めます。

○古川税務課長

それでは、議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち税務課所管分について御説明申し上げます。

今回の補正は市税の過誤納還付金の実績見込みによります償還金の増額でございます。

予算書は16ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、市税過誤納還付金運営事業として170万円を計上いたしております。22節償還金利子及び割引料、償還金、市税過誤納還付金におきまして、当初予算においては、確定申告、法人の決算確定等によ

る税額更正等を見込んで積算をしておりましたが、今年度、法人税の修正申告に伴います還付金の増額によりまして、今後不足が見込まれるため今回 170 万円を増額するものであります。

以上、税務課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

古川課長の説明は終わりました。

引き続いて質疑に入りたいと思います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑がございませんようですので、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち税務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

それでは挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 25 分）

【財政課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 26 分）

議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業（L E D 化）委託契約について」を議題といたします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは審査していただきます議案第 109 号「西予市公共施設照明 E S C O 事業（L E D 化）委託契約について」御説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

本事業は、公共施設の照明設備を L E D 化し、C O 2 排出量と電気料金を削減することを目的としております。E S C O 方式により、初期費用をかけずに設備更新が可能で、契約期間中の照明交換や高所作業費用も事業者の負担となるため、維持管理面でも効果が期待されております。事業者

選定は公募型プロポーザル方式で審査を行い、その結果、株式会社マリモライフ代表取締役吉尾龍介氏を優先交渉権者として選定いたしました。契約金額は 2 億 4138 万 8400 円、契約期間は契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日まででございます。本契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を必要とするため、議案として提出するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で沖野課長の説明は終わりました。

質疑がございましたらお願いします。

○山下委員

この E S C O 事業ですね。契約期間が非常に長い期間になります。金額的にもかなり大きな金額になるんですけれども、この期間にですね、いろんな値上がりとか、そういったことでこの契約の金額が変わっていくようなことは契約上ないと判断してよろしいでしょうか。

○沖野財政課長

本契約 E S C O 事業につきましては、電気料削減効果をもとに、その範囲内で基本的には委託料ということで計算されております。したがって、例えば電気料削減効果が想定よりもかなりその効果がなかったとか、そういったときに関しては、両者協議のもとで、その効果検証の上、契約金額が変わるということは想定はされますが、今のところはこの金額でということを想定しております。

○二宮委員

そもそもの話なんですけど、この事業自体は事業者の提案持込みでスタートなのか、国の環境省とかそういうところからの紹介事業というか、こういうのがありますよっていうのがあってのスタートなのか、いきなりプロポーザルということで、次のもそうなんやけど、そういうところ 1 番そもそものスタートをちょっと教えてください。

○沖野財政課長

この E S C O 事業につきましては、今回、財政危機ということも勘案しまして、当市、起債額、地方債の額が非常に大きいということがありまし

て、ただこの照明のＬＥＤ化は避けて通れないということで、いろんな案を模索した中で、こういった事業があるということ、これによって起債額を抑えることができる、そういったところで、研究して進めたということになろうかと思います。

○二宮委員

それは財政課のほうで調べてこの事業にたどり着いたということですか。

○沖野財政課長

財政課の中に管財係というのがございまして、そこが公共施設の担当しておりますので、そちらのほうで研究したということになります。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑が出尽くしたようですので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第 109 号「西予市公共施設照明ＥＳＣＯ事業（ＬＥＤ化）委託契約について」この議案につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 110 号「旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について」を議題といたします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、議案第 110 号「旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について」御説明を申し上げます。議案書は 3 ページをお開き願います。

旧西予市消防本部庁舎等跡地は、国道沿いに位置し、中心市街地にも近接するなど立地条件に恵まれており、まちづくり、地域活性化において重要な土地でございます。このため、将来にわたり高い経済効果を生み出し、雇用確保や地域活性化に寄与する民間事業者売却することとし、公募型プロポーザル方式により選定を行いました。その結果、株式会社アメイズ代表取締役穴見賢一氏を優先交渉権者として選定し、売却予定価格 4751 万 9000 円にて随意契約により売却するものでございます。本契約は、地方自治法第 96 条第

1 項第 8 号及び西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を必要とするため、議案として提出するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

沖野課長の説明は終わりました。

引き続き質疑に入りたいと思います。

質疑がございましたらお願いします。

○山下委員

この消防跡地の売却についてですけれども、ちょうど今年の 6 月 27 日の行政報告会の資料で、4548 万 8687 円という数字が上がってます。今回のこの随意契約の金額とこの 6 月 27 日行政報告会に出た数字との整合性っていうか、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○沖野財政課長

今回の売却価格でございますが、解体費用を事業者持ちということで、それを差し引いて売却するというで予定価格を設定しております。この予定価格より上であれば、その業者が取りあえずは応募できるということになろうかと思いますが参加できるということでございますが、今回 1 社のみ参加表明がございました。ということで参加した 1 社が、提示された金額というのがこの 4751 万 9000 円ということで、同額になっておるかと考えております。

○二宮委員

ちょっとプロポーザルの選定の仕組みがよく分かってないんですけども、面談というかそういう聞き取りみたいなのは多分あると思うんですけども、向こうの提案に対して。例えば、ここにホテルをつくるにあたり建設過程とか、完成後の営業とか、そういうふうなところの中で、西予市産材であったり、西予市の雇用であったりとか、そういうふうなこっからの要望的な、そういうのはあったんでしょうか。

○沖野財政課長

今回の公募型プロポーザルの実施におきましては、まずは、事業参加表明のあった事業者から提案書、企画書の提出がございます。企画書といいますのが、市のほうが作成しております評価基準にのっとった形で作成されております。その評価

基準ごとに配点がございまして、それをそれぞれの委員が点数をつけるということになります。1社しかないわけですが、今回の場合は、各委員の評価が例えば余りにも低いということになりますと、当然、選定業者になり得ないということになりますので、そこは市が想定してる基準をクリアしているということで、今回、業者が決定ということになっております。評価項目の中に、地域活性化でありますとか波及効果。この中に地元の雇用の姿勢があるとか、雇用による経済効果が高いか、そういった項目がございまして、その点を企画書もしくはプレゼンテーションの中で、各委員が判断して点数をつけているということになります。

○山本委員長

ほか質疑ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑もないようですので、議案第110号「旧西予市消防本部庁舎等跡地の処分について」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員につきまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

それでは、議案第111号「財産の無償貸付について」、議案第112号「財産の無償貸付について」、議案第113号「財産の無償貸付について」、議案第114号「財産の無償貸付について」4議案でありますけども、関連がありますため一括議題といたします。

沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、議案第111号から議案第114号までの財産の無償貸付けについて関連がございまして、一括して御説明を申し上げます。

本市では、旧狩江小学校の利活用につきまして、西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づき、複数の団体、企業及び個人が共同して活用する狩江地域の新たな交流拠点施設として、地域の振興、活性化等を目的とする事業者に対し、無償にて貸付けを行い施設の有効な活用を図っているところでございます。このたび、5年間の無

償貸付け期間が令和8年3月31日をもって満了となりますが、各事業者から引き続き現運用の継続を希望する旨の申請があったため、今年6月23日開催の西予市有財産処理審議会にて審議を行ったところであります。その結果、順調な運営がなされており、地域の振興に寄与すると判断されたことから、引き続き農林水産物の加工販売事業を展開する株式会社地域法人無茶々園代表取締役大津清次氏に校舎1階及び2階の732.15平米、並びに校舎屋上779平米、木工品の企画制作販売事業に利用する酒井建設酒井久夫氏に校舎2階の72.8平米、高齢者向け配食サービス事業に係る調理場として利用するてんぼ屋代表酒井五十鈴氏に校舎1階の28平米をそれぞれ無償で貸付けるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で4議案についての説明が終わりました。

4議案まとめでの質疑を受けたいと思います。質疑がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑がないようですので、4議案につきまして、それぞれにつきまして採決を行いたいと思います。

まず、議案第111号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員につきまして当委員会といたしましては、原案どおり議案第111号可決することに決しました。

続きまして、議案第112号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして、議案第112号「財産の無償貸付について」原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第113号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

こちら、賛成全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決と決しました。

続きまして、議案第 114 号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

議案第 114 号につきましても、挙手全員につきまして原案どおり当委員会といたしましては、可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 44 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 2 時 46 分）

続きまして、議案第 146 号「西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

引き続いて沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは審査していただきます議案第 146 号「西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について」御説明を申し上げます。

議案書 85 ページをお開き願います。

本条例は、公用、公共用の土地や公共の利益のために必要な土地を事前に取得し、事業を円滑に進めることを目的として制定されたものでございます。しかし、近年においては、市の大型事業が一段落し基金の運用実績はなく、初期の目的は達成されたものと考えられます。このため、西予市土地開発基金を西予市公共施設整備基金に統合し、今後ピークを迎える公債費に対応するため、枯渇が見込まれる減債基金の代替財源として活用することを視野に、本条例を廃止するものでございます。

以上、条例制定の説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

沖野課長の説明は終わりました。

引き続き質疑に移りたいと思います。

質疑がございましたらお願いします。

○山下委員

今沖野課長が言われました減債基金に充当するということで理解してよろしいのでしょうか。

○沖野財政課長

減債基金というのが別途あるわけですが、減債

基金につきましては、今のところの予想では令和 9 年度予算で枯渇してしまうという見込みでございます。そうなった場合に、公債費、借金の返済が今からピークを迎えるわけですが、この減債基金にかわる基金、財源が必要となります。公共施設整備基金のほう、公共施設の整備であるとか、過去の公共施設で借りた起債の償還、そこに充てるというふうな規定になっておりますので、この減債基金に代わる財源として、この公共施設整備基金を次は使用する予定となっておりますので、そこを拡充するという考えでございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 146 号「西予市土地開発基金条例を廃止する条例制定について」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員につきまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち財政課所管分を議題といたします。

これにつきましても沖野課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち財政課所管分について御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。

予算書の 13 ページをお開き願います。

16 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金におきまして、財政調整基金利子 80 万円、減債基金利子 80 万 3000 円、地域振興基金利子 119 万円、土地開発基金利子 10 万円、災害対策基金利子 9 万 5000 円、公共施設整備基金利子 25 万 7000 円の増額でございますが、金融機関への預金につきまして、利率上昇の影響により利子収入を増額するものでございます。

続きまして、予算書の 14 ページをお開き願います。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金でご

ございますが、財政調整基金は、予算編成において財源が不足する場合に、その不足額の補填財源として活用するものであり、今回の補正では、歳入歳出予算を調整するため繰入金で 8702 万円増額するものでございます。

続きまして、18 款繰入金、5 項 1 目公営企業会計繰入金でございますが、水道事業会計からの利益剰余金納付金 500 万円を計上するものであります。令和 6 年度の水道事業会計決算において、未処分利益剰余金が生じたことにより、西予市水道事業等の剰余金の処分等に関する条例第 2 条第 5 項の規定に基づき、平成 17 年度及び 18 年度に明石浄水場施設整備事業に対する出資金の財源として借入れた一般会計出資債の元利償還金の一部を納付金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。
予算書の 20 ページをお開き願います。

4 款衛生費、3 項 1 目病院費、病院事業会計繰出事業 670 万 3000 円の増額であります。西予市民病院の繰り出しについて、安定的な経営を支援するため繰り出し基準に基づく各経費の実績見込みとして、利子等の調整をいたしまして、繰出金を増額するものでございます。この内容につきましては、厚生常任委員会にて御審議いただくこととなります。

続きまして、予算書の 25 ページから 26 ページにかけてでございます。

12 款公債費、1 項 2 目利子において、償還利子 250 万円の増額であります。利率の上昇に伴い一時借入金の利子を 250 万円増額するものでございます。

続きまして 26 ページでございます。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費において、財政調整基金事業 80 万円、減債基金事業 80 万 3000 円、地域振興基金事業 119 万円、土地開発基金事業 10 万円、災害対策基金事業 9 万 5000 円、公共施設整備基金事業 25 万 7000 円でございますが、先ほど歳入で御説明いたしました利子収入の増額に伴い、当該利子を基金に積み立てるため、積立金を増額するものでございます。

以上、財政課所管分に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

以上で沖野課長の説明は終わりました。

質疑に移りたいと思います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、質疑を終結といたします。

それではお諮りをいたします。議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち財政課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 2 時 56 分）

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 1 分）

それではこれより、政策企画部の審査を行います。審査に先立ちまして、大野本部長より御挨拶をお願いします。

○大野本政策企画部長

大野本政策企画部長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは議案に入りたいと思います。

議案第 124 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 125 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 126 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 127 号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 128 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 129 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」、議案第 130 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」7 議案ありますけれども、関連がございますので一括して議案の説明を求めたいと思います。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 124 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 130 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」7 議案につきまして、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

今回の条例改正は、西予市財政危機脱却プランの基本方針の 1 つである持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメントの一環としまして、条例の一部を改正するものであります。近年、本市では人口減少の進行に伴い、公共施設の利用者が減少する一方で施設の老朽化が進み、維持管理や改修に要する経費が増加しております。限られた財源の中で、将来にわたり必要な行政サービスを安定的に維持、運営していくため、施設の管理の在り方を総合的に見直す必要があることから、今回の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、それぞれ使用料の減免に関する規定を見直し、現在、使用料の免除、減免としている団体について、自治会及び各種団体等の全額免除団体とスポーツ協会加入の 2 分の 1 の減免団体、スポーツクラブに加入する 3 分の 2 の減免団体がございしますが、これらの団体の免除、減免を令和 10 年で見直し、通常の使用料を徴収するものであります。なお、経過措置といたしまして、令和 8、9 年度で、自治会及び各種団体等の免除は 2 分の 1、スポーツ協会加入団体が 4 分の 1、スポーツクラブ加入団体が 3 分の 1 の免除となるよう所要の整備を行い、改正いたします。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより、7 議案につきまして一括質疑を受けたいと思います。

質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

○山下委員

今の安田課長の説明なんですけれども、今中学校の部活動の地域展開っていう動きですよね。私これ条例の改正を見て、やはり市内のスポーツ協会加盟団体のところに言及されているところが気になって、これから中学校の部活動を地域に移行するに当たって、施設を使う場合、やっぱり少な

くとも影響は全くゼロではないと思ってます。ですから今の部活動の流れからすると、スポーツ協会とかですね、そういったところの部活動に今後地域展開に進んでいくために、活動しようとする団体については、やはり今までのような全額の免除っていうシステムが必要じゃないかなと思ってます。金額的なところはそんなに大きな金額にはならないと思ってますので、特にこの部活動に関しての地域展開に関すると、やはりここはちょっと引っかかるかなと思いましたので、そういう発言をさしてもらいました。いかがでしょうか。

○安田まちづくり推進課長

今の地域部活動に関わる団体の減免、若しくは免除というところでございますが、現在検討しております、地域部活動ですので、部活動ということで教育に関わる活動ということになりますので、言われるように免除、減免等で検討出来たらと考えております。

○二宮委員

一般質問のときにもちょっと言いましたけど、各種利用団体にはもうこれはある程度周知して、納得いただいてということでよろしいですかね。

○安田まちづくり推進課長

一部周知はしておりますが、これからも周知のほうをしていきたいと考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑がほかにございませんようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではただいまの 7 議案につきまして、それぞれに採決を行いたいと思います。

お諮りをいたします。議案第 124 号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

賛成多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決と決しました。

続きまして、議案第 125 号「西予市城川総合運動公園条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 12 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 13 分）

挙手多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 126 号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

本案も挙手多数によりまして原案どおり当委員会といたしましては、可決することに決しました。

続きまして、議案第 127 号「西予市営球場条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 128 号「西予市運動公園条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手多数によりまして本議案に対ししても当委員会といたしましては、可決することに決しました。

次に、議案第 129 号「西予市俵津文楽会館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

議案第 130 号「西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 15 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 16 分）

続きまして、議案第 153 号「西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 153 号「西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市市民憩の家は、市民の連帯の醸成と広域的な交流のための拠点施設として、平成 2 年に建築されました。建築から 35 年が経過し、近年は施設の老朽化による修繕費等の維持管理経費が増加していたほか、施設の利用が特定の団体に限られ、年間の使用が 11 回程度になっており、施設の存続について検討を行ってきた結果、本施設を廃止することが適当との判断となり、本条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明は終わりました。

質疑に移りたいと思います。

質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 153 号「西予市市民憩の家条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうちまちづくり推進課所管分を議題といたします。

引き続き安田課長の説明を求めます。

○安田まちづくり推進課長

それでは、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうちまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。まず、歳出予算から説明させていただきます。

補正予算書の 16 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、21 目地域づくり活動センター費、補正額 44 万 6000 円の増額補正でございます。地域づくり活動センター管理運営事業において、事業概要欄に記載のある各地域づくり活動センターの電気料等の実績に伴う維持管理に関する予算を増額計上するものです。

次に同じく 16 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費、補正額 507 万 4000 円の増額補正でございます。移住交流促進事業において、西予市移住交流体験施設「きたかな」ですが、電気料が実績により不足し光熱水費を 7 万 4000 円増額するものです。

次ページの 23 節の投資及び出資金につきましては、一般社団法人西予市移住定住交流センターの自立運営を目指した取組を支援するため有料職業紹介事業の許可要件を満たすために必要となる資金として、出資金 500 万円を増額計上するものです。

次に、補正予算書の 23 ページを御覧ください。

10 款教育費、6 項文化振興費、3 目文化施設運営管理費、補正額 809 万 3000 円のうちまちづくり推進課分は 39 万 3000 円の増額補正でございます。三瓶文化会館管理運営事業につきましては、電気料等が実績により不足し、光熱水費を 39 万 3000 円増額計上するものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

予算書 6 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為補正となっております。

せいよ地域づくり交付金でございます。期間は令和 8 年度、限度額を 1 億 8000 万円と設定しております。内訳といたしましては、基礎型交付金が 1 億 6000 万円、手上げ型交付金が 2000 万円です。地域づくり交付金制度につきましては、今年度、見直しを行うこととしまして、制度改正の円卓会議を 3 回開催いたしました。円卓会議では、いろいろな御意見をいただき基礎型交付金の配分については、これまでどおりということになりましたが、手上げ型交付金については、現状の 3000 万円から 1000 万円減額となる 2000 万円の

御意見をいただいたところでございます。令和 5 年 4 月から地域づくり活動センターの運用を開始いたしました。それぞれの地域づくり組織では、地域づくり組織の事務局を担う地域任用職員を雇用し、地域づくり活動の支援が行われています。地域任用職員を雇用するために、地域づくり組織には基礎型交付金としまして、300 万円若しくは 600 万円を交付いたします。そのため 4 月から活動いただく地域任用職員の給与等の経費を合わせて、事業実施経費をできるだけ早く交付する必要があることから基礎型交付金の申請を 3 月中に提出いただき、交付金を 4 月中に支払えるよう事務を進めていきたいと考えております。

また、手上げ型交付金につきましては、地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって、事業の決定を判断いたします。こちら審査会、最終審査会というスケジュールでは、年度当初から事業の開始が難しいということもありまして、これまで同様に最終審査会を 3 月中に実施して、4 月以降すぐに事業が取り組めるような事務を進めてまいります。以上のことからせいよ地域づくり交付金について、債務負担行為を設定するものです。

以上で議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のまちづくり推進課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

安田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○二宮委員

資料つけていただいております移住交流体験施設の電気料が、7 万 4000 円不足ということは活用が多くて不足なのか、ただ電気料が上がったんで不足なのかというところをちょっとまずお伺いしたい。

○安田まちづくり推進課長

電気代というのは、これまでの実績を考慮して予算化しておりますが、昨年度まで令和 5 年が 51 日の利用、令和 6 年度は 40 日の利用ということで予算を組んでいたんですけど、今年度、85 日の利用がございまして、利用が多いという

ことで電気代が不足する事態となったところです。

○二宮委員

今回の危機脱却プランの中で、この施設の今後という計画があったと思うんですけども、何か廃止の方向みたいな感じに僕はちょっと理解したんですが、今、移住定住交流センター自体をいろんな機能を加味して、独立採算制でできる方向性でやる中で、ここ1つしかないですよ西予市に体験施設というのは、そこをなくしていく方向いう考え方がちょっと理解出来んのですけども、その考え方をちょっと教えてください。

○安田まちづくり推進課長

移住交流体験施設のほうは、なくすというよりも、地域づくり団体のほうに譲渡、もしくは、貸付けの方法でより使い勝手のよい施設になるようにしていきたいというところで検討を進めております。

○二宮委員

ということは、体験施設自体がなくなるということは間違いありませんよね。

○安田まちづくり推進課長

体験施設自体は、体験施設として引き続き使ってもらいように、貸付けとか譲渡ということでやっていきますので、もし譲渡となったときは、市の条例としてはなくなるかもしれませんが、地域で運営するということです。

○山下委員

今回の500万円の予算がついてますよね優良職業紹介事業許可基準。この取得に必要な資産を確保するためこの内容的なところは、どういうものがっていう内容がもし分かれば、御説明お願い出来たらと思います。

○安田まちづくり推進課長

有料職業紹介事業を始めるためには、厚生労働省の許可が必要になります。その中で、優良職業紹介事業許可基準というのがございまして、その中で、資産が500万円以上ある事業者ということになりますので、移住定住交流センターのほうに500万円出資して、有料職業紹介事業の許可基準を満たしていただく、そのための出資でございます。

○山下委員

この出資金ですよ、これ全額市が取りあえず出すと。その許可を得るためにということですよ。

ね。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうちまちづくり推進課所管分につきまして、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決と決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時30分）

【政策推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後3時32分）

ただいまより政策推進課の議題に入ります。

政策推進課の議案のうち、議案第147号「西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第147号「西予市お伊ネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」御説明させていただきます。

西予市お伊ネ賞事業基金条例は、日本初の産科女医である楠本伊ネの偉業を検証し、医学研究や医療活動に活躍する女性医師等を表彰、奨励するとともに、伊ネにちなむ特色あるまちづくりを通じて地域の活性化を図ることを目的に、平成24年6月に施行されました。これまで本基金を原資として、全12回にわたる西予市お伊ネ賞事業を実施してまいりました。本事業は、逼迫する医療現場を支える女性医師の活躍や医学研究に励む医学生に焦点を当てたものであり、関係者からも高い評価を得てまいりました。西予市の知名度向上や女性の活躍や社会進出を通して、男女共同参画という視点からも、誰もが住みやすく活躍のできる社会づくりに、一定の成果を上げてきたものと認識しております。しかしながら、社会情勢や本市の財政状況が変化中、市といたしましては、今後の効率的かつ持続可能な財政運営と新

たな行政課題への柔軟な対応に向けた体制を構築する必要がございます。このため、単一事業に特化している西予市お伊ネ賞事業基金を西予市の地域振興政策全般に幅広く活用できる西予市地域振興基金に統合し、一元的に管理することといたします。本基金を地域振興基金に統合することで、地域の活性化という目的は維持しつつ、より機動的かつ柔軟な財源の活用が可能となり、地域振興施策を多角的に展開できる体制を整備することが可能となると考えております。

なお、これまで本基金を原資に実施してまいりました、お伊ネ賞事業につきましては、共催である愛媛県医師会等と協議の上、2年に1度の開催として継続する予定としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

○宇都宮委員

説明で大体分かったわけなんですけど、これ本当に西予市独自の事業で、私はいい事業だなと思っておりました。ただ財政的な面を考えて、2年に1回になったのは分かるんですが、反対まではしなくても、これちょっと残念だなというところが本音でございます。それについて、これに今まで関わった方とか、参加してもらった方、それぞれの意見とかは十分に聞いた上で判断されたのか、一方的にされたのかちょっと分かりませんが、その辺分かる範囲で構いませんので説明願います。

○原井川政策推進課長

委員も言われたとおり西予市の特色のあるお伊ネ賞ということで、12回継続してまいりまして、愛媛県医師会であるとか愛媛大学医学部等との強い連携と協力が出来た事業であると思っておりますし、全国的に特に女性の医師からについては、かなり高く評価もしていただいております、本当に喜んで西予市のほうに来ていただいて、誇らしく表彰される、うれしくスピーチもされるということで、非常に西予市の特色を生かしたい事業であると考えております。昨年、市長、部長と愛媛大学医学部、愛媛県医師会のほうに訪問をさ

せていただいた際に、西予市の財政状況等も説明させていただいた上で、2年に1回となりますが、継続してぜひやっていきたいので御協力をいただきたいということをお願いしましたところ、快くそういったことであればということで、御理解も得ていることと思っております。

今年度は事業を実施しませんが、令和8年度は実施予定で準備も進めようと考えておりますので、引き続き継続していきたいと考えております。

○小玉委員

それこそお伊ネ賞基金は枯渇しとると聞いたんやけど、これ地域振興基金に入れたら、あとずっと継続出来ますか。あと2年ずつ。

○原井川政策推進課長

地域振興基金に、ほかの基金も幾つか多分統合というか、再編されると思っておりますけども、お伊ネ賞事業につきまして、この基金を活用するのか、一般財源としてやるのかということについては、ちょっと議論が確定してないというか、はっきりしてないともありますが、現在のところ一般財源でというふうなことで、財政のほうとは庁舎内では話をしておりますが、事業継続については先ほど申したとおり、他の機関とのお話合いも進んでおりますことから、継続して行っていきたいというふうに考えております。

○二宮委員

私も宇都宮委員が言われた意見と一緒になんですけど、今、2年に1回になるということで、ちょっとゆっくり考える時間が出来るじゃないですか。だから内容自体を、もうちょっと3年ぐらい続けるとね同じような飽きがくる的なところはありますんで、そういうものは工夫しながら、継続していただきたいなというふうに思っております。

○原井川政策推進課長

二宮委員がおっしゃられるとおり、改善をしながら進めたいと思います。御意見ありがとうございます。財政的な状況もありますが、12回続けてきた中で今後への継続するためには、改善が必要かと思っておりますので、より市民の方の理解も得られるような会にしたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○山本委員長

ほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 147 号「西予市おイネ賞事業基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち政策推進課所管分についてを議題といたします。

引き続き原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち政策推進課所管分について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳入予算のほうから御説明をさせていただきます。

予算書 12 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金におきまして、本市が取り組んでおりますえひめ人口減少対策総合交付金のうち、結婚新生活支援事業、出産世帯奨学金返還支援事業及び多子世帯リフォーム等支援事業について、実績見込みが増加することから 1216 万 7000 円を増額するものでございます。なお、充当する 3 つの事業は、全て子育て支援課の所管事業でありまして、今回の補正予算において歳出予算を計上しております。

続きまして、次のページ予算書 13 ページをお開きください。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子におきまして、当初予算の積算時と比べ金利が上昇したことから、基金利子を増額するものでございます。過疎地域自立促進特別基金利子として 8,000 円、おイネ賞事業基金利子として 1 万 9000 円をそれぞれ増額計上しております。

次に、歳出について御説明させていただきます。

予算書 26 ページをお開き願います。

13 款諸支出金、2 項基金費、1 目基金費、24 節積立金におきまして、先ほど御説明させていただ

きました歳入の利子分をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。歳入と同額となりますが、過疎地域自立促進特別基金事業として 8,000 円、おイネ賞基金事業として 1 万 9000 円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、債務負担行為の補正について御説明させていただきます。

予算書 6 ページをお開き願います。

広報せいよ印刷製本費でございます。期間は令和 8 年度、限度額は 829 万 1000 円を設定しております。広報せいよにつきましては、令和 8 年度第 1 回目の発行予定が 4 月 20 日となっております。3 月から入稿や校正作業を行う必要がございます。そのため 2 月には入札を執行し、業者と契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑はございますか。

○小玉委員

債務負担行為ですが、この印刷製本の中に、議会一緒になるんやけどそれも含まれておりますか。

○原井川政策推進課長

議会だよりとの再編とか統合ということでお話を進めさせていただいておりますが、予算ではページ数を増やして、今回見積りをとっておりますので、その分の予算は増加するというので、それを限度額ということでさせていただいております。

○小玉委員

一緒にするんやったら、それこそ議会だよりも 3 月から一緒に何かせんと、4 月には間に合わないじゃなからうか、そこらの打合せは出来ておりますか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 46 分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 48 分）

○原井川政策推進課長

債務負担行為につきましては、先ほど申したと

おり議会だよりと統合することでページ数が増えることを想定して、限度額を設定させていただいておりますので、限度額を超えるというようなことは想定しておりません。入札になると思いますので、入札によってこの限度額以下になろうかと考えております。議会だよりとの具体的な統合については、今後、議会事務局、議員の皆様としっかり協議をして固めていきたいと思っております。

○山本委員長

ほか質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち政策推進課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 3 時 49 分）

【消防本部】

【消防総務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 3 時 52 分）

これより、消防本部の審査を行います。

審査に先立ちまして、宇都宮消防本部消防長より御挨拶をお願いします。

○宇都宮消防本部消防長

宇都宮消防本部消防長が挨拶を行う。

○山本委員長

議案第 140 号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」消防総務課山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第 140 号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防本部職員の特殊勤務手当の種類に緊急消防援助隊として出動した場合に支給する手当として、災害応急作業等手当を新たに創設するため、本条例の一部を改正するものでござ

います。

改正の内容としましては、国または他の地方公共団体からの要請に基づき、緊急消防援助隊等として、災害が発生した市町村に出動し、応急作業等に従事した場合に、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、同種の手当を支給するものでございます。また、人事院が定める災害救助法が適用される災害や著しく危険と認める区域での業務に従事する場合など、災害の規模に応じて手当を割り増すなど、適正に対応するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

山本課長の説明は終わりました。

引き続き質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○山下委員

災害応急作業等手当、これ本来もっともっと早く必要ではなかったかなと思ってます。この特殊勤務手当の必要とされる事例っていうのは、今までに、昨年 1 年間でも構いませんので、もしあれば御報告願ったらと思います。

○山本消防総務課長

西予消防本部が緊急消防援助隊に出動した案件につきましては、東日本大震災、それから広島県で起こった土砂災害。この 2 案件について出動をした経験がございます。その当時は当然ですけどもこの手当はございませんでして、今回の手当の創設に当たりましたのは、国からの積極的な要望、創設しなさいというような要望もございまして、ちょっと遅れましたけれども、今回、提案させていただいたことでございます。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 140 号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、消防総務課の審査に移ります。

議案第 141 号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」これにつきましても山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第 141 号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員の定員数と実団員数の乖離是正を図るため、定員数を 1,752 人から 1,398 人に改めるものでございます。本市では、近年の人口減少や過疎、高齢化により、徐々に消防団員数が減少し、令和 7 年 9 月現在で 1,583 人と条例上の定員数から 169 人不足しております。このような状況を踏まえ、今後の消防団体制における中長期的な再編計画を策定し、地域の事情に応じた実現可能な定員数に改める一方で、新たな消防団員の確保に向けて、団員の負担軽減など、様々な対応を検討してまいり所存でございます。そのほか本条例の懲戒処分について、本市一般職職員の処分規程に合わせて、停職期間を 1 カ月から 6 カ月に見直すものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山下委員

この団員数の維持が出来ない地域というのはある程度限定されてないですか。当然、幽霊団員とかっていうのは、もう今回きれいにはじかれてると思いますけれども、実際にこの私たちの地域でもやっぱり消防団員の数っていうのはある程度限定されてくる。人口がどんどん減っていけば、当然この消防団の数も減ってはくるんですけど、西予市の中でこの地域は今後大変だよっていうような把握はされてはないでしょうか。もしそういう地域があれば、今後どういうふうな対応されるか。この定員の数に対しての整合性もあるんだろうと思いますけど。

○山本消防総務課長

西予市は 514 平方メートルという広い範囲を管

轄しております。やはり先ほどおっしゃいました山間部であったり、沿岸部であったり、人口減少の激しい地域においては、当然消防団員数も少ない状況となっております。現在も進めておりますけれども、機能別消防団員であったりとか、そういった形で何とか消防団の O B を活用して、何とか維持をして、また消防車両の適正化も規格を落とすなどして、少ない人員で消防力を維持できるように、これから頑張っていく所存でございます。

○山下委員

あと 1 点、今出ました消防団を退団された方ですよね。予算がかかることではなくボランティアとして、その地域で協力できる一度退団した人に対しての要請とかですね、これ要請だけでは済まないと思います。ある程度の訓練も必要かも分かりませんが、やはりもうどうしても人数が足りないっていう地域においては、経験したことのある人ってのは非常に有効になると思います。私ももう 30 年、40 年前ですけど、まだ農業やってた頃に団員がいない発生した昼間、どんどん集まってくるのは O B の方ですよ。そういう人たちを車に乗せて、火災現場まで行っていく経験もありますので、実際に今後、そういった正規の団員が少なくなってくることに對して、補いができるっていうのは予算も要らない、当然、手を挙げてもらってボランティアとして、消防団としての活動も協力しますよという人の確保ってのは、今後考えていくべきじゃないかなと思いますので、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○山本消防総務課長

やはり O B の方の持っている力というのは大きいと思っております。機能別消防団というのは、当然 1 万 2000 円という報酬を取ってもらって活動しておりますが、まだボランティアといった枠での依頼は出したことがございません。ですので、今後そういったことも含めて検討していかなければならないと思っております。

○山本委員長

ほかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは以上で質疑を終結といたしたいと思えます。

お諮りをいたします。議案第 141 号「西予市消

防団条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時6分）

【防災課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後4時6分）

それでは、これより防災課の議案審議に移りたいと思います。

議案第142号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」植木課長の説明を求めます。

○植木防災課長

議案第142号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

資料は西予市火災予防条例の新旧対照表を御覧ください。

本条例は、火災予防上必要な事項を定めているもので、今回の改正は近年全国的に大規模な林野火災が多発している状況を踏まえ、その発生を未然に防ぐため、総務省消防庁から示された指針に基づき、林野火災の予防体制をより実効性のあるものとするための措置を講じるものであります。

それでは資料2ページを御覧ください。

第29条の8に林野火災に関する注意報が新設され、林野火災注意報が発せられたときは、火の使用の制限に従うよう努めていただくこととし、火災警報の発令に至る前の段階で、火入れやたき火等について、予防的な注意喚起を早期に行い、防火意識を早期に高め、火災発生のリスクを未然に排除することを目指しております。

次に資料3ページに記載の第45条の火災と紛らわしい煙等を発生する恐れのある行為等の届出についてになります。資料4ページの第1項第1号にたき火を含むこととし、林野火災の主な出火原因として挙げられる不適切なたき火を防ぐため、たき火の場所、目的、期間、消火準備等を事前に把握し、指導、助言を行うことを目的とし、届出制度に関する規定の整備を行うものでございます。

つきましては、これらの改正内容について御審

議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

植木課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第142号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時10分）

【教育部】

【教育総務課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後4時29分）

これより教育部の審査を行います。

審査に先立ちまして、谷川部長より御挨拶をお願いします。

○谷川教育部長

谷川教育部長が挨拶を行う。

○山本委員長

それでは、これより教育総務課の議案審査に移りたいと思います。

議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育総務課所管分についての説明を求めます。

○宮中教育総務課長

それでは、議案第174号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育総務課所管分につきまして御説明を申し上げます。

予算書のほう23ページをお開きください。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校管理事業401万2000円の増額補正につきましては、小学校で不足する電気料について、補正予算を計上するものでございます。

同じく10款教育費、3項中学校費、1目学校管

理費の中学校管理事業 147 万 7000 円の増額補正につきましても、中学校で不足する電気料について補正予算を計上するものでございます。

小学校及び中学校の電気料増額の要因でございますが、この夏の異常気象により、平均気温の上昇や記録的な高温が続いたことにより、エアコンの使用率が高かったことが主な要因と思われます。

続きまして、予算書 26 ページをお開きください。

13 款諸支出金、2 項 1 目基金費のうち子ども教育振興基金事業 2 万 5000 円の増額でございますが、金融機関の金利上昇に伴う基金への積立金を増額計上するものでございます。なお歳入の分につきましても、同額の 2 万 5000 円を増額計上しております。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○山本委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑もございませんようですので、終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち教育総務課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 4 時 36 分）

【学校教育課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 4 時 37 分）

これより学校教育課所管分の議案審議に移りたいと思います。

議案第 122 号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮学校教育課長

それでは、議案第 122 号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を御説明いたします。議案書は 28 ページとなります。

本条例は、西予市立小学校及び中学校の給食内容の充実、改善及び合理化を図り、児童生徒に安心安全な給食を提供するために、運営や業務等に関する規定を定めたものであります。近年における児童生徒数の減少により、食数が大きく減少したことや、西予市における財政危機の状況を考慮し、令和 9 年 4 月よりせいよ西学校給食センターと三瓶学校給食センターを統合し、その機能集約を図るため、本条例の一部を改正するものであります。統合までのスケジュールについては、資料を添付しておりますので御覧ください。

御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はございますか。

○二宮委員

9 年度スタートということで、ちょっと条例が早いかなと思ったんですけども、このスケジュールをちょっと見させていただいて会計年度職員というか職員募集の採用試験とか予定入ってますけども、トータルしたら人員がどのぐらいになるのか。今 2 つが 1 つになってるところをちょっとお伺いいたします。

○宇都宮学校教育課長

職員の採用人数について御説明いたします。現在の定員は、せいよ西給食センターが 26 名、三瓶給食センターが 10 名であり計 36 名です。令和 9 年度は 7 名減の 29 名で運用する予定です。今年度 9 月に各給食センターでの職員への統合についての説明を行っております。

○二宮委員

三瓶が今でも 10 名ぐらいだと思うんですけど、ここに採用試験って書いてあることは、全員がそちらに行かれるわけではないということで、人が足らなくなって採用されるという理解ですかね。

○宇都宮学校教育課長

この採用については、通常どおり会計年度任用職員の公募を行い、採用を行うこととしております。ですので三瓶給食センターの会計年度任用職員についても、せいよ西の給食センターについても同様であります。

○山本委員長

ほかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

そしたら質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第 122 号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」この議案につきまして原案どおり賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち学校教育課所管分についての議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮学校教育課長

それでは、議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち学校教育課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 6 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為補正として、G I G A スクールドリルソフトライセンス使用許諾料 465 万 6000 円、I n t e r C L A S S デバイスライセンス使用許諾料 597 万 1000 円、給食センター給食運搬車購入費 1122 万 6000 円、給食センター病原性腸内細菌検査業務委託 285 万 3000 円を計上しております。

ドリルソフトライセンス使用許諾料につきましては、市内の小中学校において推進しております G I G A スクール構想において、ドリルソフトのライセンス契約が令和 8 年 3 月末で満了となることから、来年度も新学期から継続して子どもたちが学校や家庭において、ソフトを活用するため契約を締結するものです。I n t e r C L A S S デバイスライセンス使用許諾料につきましては、今

年度購入をしました学習用パソコンの更新に伴うもので、教員が授業において、児童生徒の端末画面の確認や教材の配布等を円滑に行うためのライセンス使用の契約を締結するものです。給食センター給食運搬車購入費につきましては、令和 9 年度に実施するせいよ西学校給食センターと三瓶学校給食センターとの統合に当たり、三瓶小学校、三瓶中学校への給食運搬方法について、検討しました結果、新たな運搬車の購入が必要であると判断いたしました。理由としましては、三瓶学校給食センターが所有する車両では、せいよ西学校給食センターの搬出入口の高さやコンテナのサイズに対応出来ないことが挙げられます。車両の納期につきましても、荷台やパワーゲートの設置、サイバーセキュリティ対策などを含め 1 年以上の期間が必要であるとの説明が業者からありました。また、統合前にトラックを含む全ての資機材や施設、運用方法に習熟するための試運転期間を設ける必要があることも考慮し、年度内に業者を決定し、契約を締結しておく必要があるため債務負担行為の補正に至った次第です。学校給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料につきましては、市内の給食センター及び調理場で勤務する職員は、毎月 2 回赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 に係る病原性検査を実施し、学校給食業務に従事しております。これは、学校給食安全管理基準に基づくものですが、年度で契約を締結しています委託業者との契約が 3 月末で満了となるため、今年度の 3 月中に委託業者を決定し、契約を締結しておく必要があるためです。

次に予算書の 23 ページをお開きください。

10 款教育費、7 項保健体育費、4 目学校給食費の学校給食食材購入支援事業の 663 万 3000 円ですが、西予市学校給食食材購入支援事業補助金は、食材費の高騰に伴う保護者への経済的な影響に鑑み、学校給食に係る食材費の一部を補助することを目的に、令和 4 年度から実施しているものです。令和 7 年産米が高騰し適切な量と栄養バランスを維持した給食提供を継続するためには、1 食当たり 30 円の増額が必要となります。食材価格の上昇に対して、保護者の経済的な負担を現行水準に抑えるため現行の 1 食 45 円補助に学校給食の価格上昇分 30 円を増額計上し、保護者負担額を値上げせず、小中学生保護者の経済的負担

を軽減するための補助金として計上するものです。

以上、説明とさせていただきます。御審議のうえ御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○山本委員長

以上で宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それではお諮りをいたします。議案第 174 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち学校教育課所管分につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 4 時 50 分）

【まなび推進課】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後 4 時 53 分）

それでは、教育部まなび推進課の審査を行いたいと思います。

議案第 123 号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。大崎課長の説明を求めます。

○大崎まなび推進課長

議案第 123 号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由を説明いたします。

議案書は 30 ページからとなります。事前に送付しました参考資料は、1 枚目を御覧ください。

西予市図書交流館は、現在、中央館、野村分館、三瓶分館、明浜分館、城川の遊子川、魚成、土居、高川計 8 館により運営をしております。今回の財政危機脱却プランにおきましては、公共施設管理運営の適正化を図ることを目的に、見直しを図ることとなりました。図書交流館における改革は、大きく 2 つの視点で進めてきました。

1 点目は、図書館分館の整理を図ること。

2 点目は、開館日と開館時間の縮小を図ることでございます。

1 点目の分館の整理を図ることにつきましては、明浜分館と城川の 4 分館を廃止し、令和 8 年度からは、中央館、野村分館、三瓶分館の 3 分館で運営するよう見直しを行いました。廃止とする主な理由としましては、1 点目、市の人口規模に対し図書館がこれまで 8 館あったことが課題でもあり、利用者の実態を鑑みながら近隣市と比較して、同等の設置数に整理することが望ましいと考えたこと。2 点目としましては、5 つの分館に備えておりました図書館システムを撤廃することで、システムの維持管理費や更新費用を抑制することができること。3 点目、図書館システムを撤廃しても、これまで同様にインターネットを利用するなどして、各センター間で借りたい本が届く仕組みが構築でき大きなサービスの低下につながらないことが確認出来たこと。これらが主な理由となります。

次に、2 点目の開館日と開館時間の縮小に関しましては、規則の改正となりますので、12 月定例教育委員会にて改めて議決いただく案件にもなります。関連がありますので、概要説明をさせていただきます。まず、休館日に関しましては、1 日休館を増加し、現在の月曜日に続く火曜日の 2 日間を休館といたします。野村分館と三瓶分館につきましては、これまで祝日を休館としておりましたが、中央館と同じ運用としますので、月火以外の祝日は開館することにいたします。また、開館時間帯の縮小に関しましては、現在は午前 9 時から午後 7 時まで開館しておりますが、令和 8 年 4 月以降、午前 9 時 45 分開館、午後 5 時 15 分閉館と変更する計画でございます。開館時間帯の変更にしましては、利用の実態を考慮しながら図書館協議会に諮り、御決定いただいたものです。先ほどお配りしました資料を御覧ください。直近、3 カ月の利用状況になります。来館者数は、毎月 5,500 人から 6,000 人程度を推移しておりまして、1 日で言いますとおおよそ 230 人程度になります。そのうち約 85%の方は、午前 9 時から午後 5 時までに来館しておりまして、残りの 5 時代が約 10%、6 時代が約 5%の利用者となっております。このような利用状況をもとに、今回縮小の御提案をさせていただいております。

今後の進め方につきましては、廃止する分館に

よっては、書籍を一定数センターに残しておきたいという考えもあると伺っておりますので、各分館がどの程度の図書を残しておきたいのかを確認しつつ、図書館司書による選書を行うなどして、整理していきたいと考えております。また、休館や時間帯の変更などは、丁寧に市民へ周知して、混乱を招かないよう努めていく所存です。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

大崎課長の説明は終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

○山下委員

今の説明の中でですね、図書館8館を3館に集約するということについてですけれども、これですねインターネットで借りた本がセンターに来るというシステムですね、このシステムの方法とかですね、これは詳しく広報なりでお知らせをして欲しいなと思います。加えてですね、このセンターの意義ですね、センターが持つ役割っていうのは非常に図書の関係では増えたのかなと。この辺りのセンターに対しての指導というのも強くしていただきたいというのが1つ。あとですね、条例のところで第11条第3号から5号までを削ると、これ内容見てみますと市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき、このとき全額免除なんですよ。その下、市内の文化団体、読書団体その他これに準ずる団体が使用するとき、また、市内の社会福祉関係団体が、公益上必要と認められる事業に使用するとき、これらが全部削除されるんですよ。ということはこれ幾らかお金が必要になってくるということと、これを仮に廃止してお金を集めたとしても、20万円ぐらいの利益が上がるっていう数字が確かに上がってます。でも基本的にですね、こういったところの廃止っていうのは、先ほど体育施設でもそうでしたけど私個人としては絶対に賛成出来ないところなんですよ。もう費用対効果を見るところではないと私は思ってます。もう1点ですね、図書館の開館時間帯の変更ですよ。閉館日が増える。それにプラスこの時間の縮小ということになってます。これはですね、先ほど言いましたようにやっぱり費用対効果、この人数っていうこと

じゃなくって、やっぱり図書館の持つ意義っていうところはやっぱり十分考えて、この時間帯は決定をしていただきたい。これ12月にまだ決定されたことではないですよ。これはもう本当にね、社会人の方もそうでしょうし、学生もそうでしょう。この時間帯に午後5時以降に利用したいという方にとっては、非常に不便になる施設になると思います。これは対外的なところを見ても、やっぱりこの図書館の存在意義っていうのは、ここに西予市はあらわれているのかなという感じで見られると私は思ってますので、このあたりは十分に配慮して考えていただきたいなと思っております。以上、私からの意見としてとらえて、もしお答えできるようでしたらお答え願ったと思います。

○大崎まなび推進課長

まず1点目のいわゆる図書館から分館までセンターまで本が届く仕組みについて、今の考えを説明させていただきます。

大きくは2つのパターンがあるかと考えております。1つは、パソコンやスマホでインターネットを利用できる方に関しましては、図書館のホームページから予約をしていただくものです。本を検索しまして、貸出しが可能であれば、どこで受け取れるかを選択いただきます。例えば、私城川町の高川なんですよけれども、私であれば高川センターで受け取りたいというふうにチェックをしてもらいますと、そこまで通送便で本が届くという仕組みになります。これらの手順が分からない場合は、センター職員がお手伝いをしますので、センター職員に聞いていただければと思います。もう一方で、インターネットが苦手な方もいると想定をしております。その場合、センター職員がお手伝いをしたいと考えております。借りたい本を職員に伝えていただきますと、職員が図書館のホームページから検索をして、蔵書があるのかどうか、あとは予約状況などを確認します。そして、職員間の連絡ツールメッセージというのがあるんですよけれども、そういったところでグループ登録をしておいて、情報を共有してですね、分館まで依頼をするというようなことを現在考えております。連絡後早ければ、翌日、遅くても2、3日のうちには届くものと想定をしております。本がセンターまで届きましたら、センター職員から予約された方に連絡をしまして、センターまで受け取

りに来ていただくと、こういったことであまり不便をかけないのではないかというふうに考えております。返却もセンターで可能となります。貸出し期間ですけれども、現在同様ですが、センターから手渡されて2週間というふうに考えております。

それから、2点目の減免措置ですかね。

減免措置に関しては、うちの施設だけではなく西予市全体で今回減免の見直しを図りました。委員おっしゃられるとおり、全体で6項目あるうちのいわゆる今回除外になるのがですね、社会教育関係団体、そして文化団体、読書団体、そして社会福祉関係団体が減免対象となります。ただ、経過措置としましては、令和8年度からの2カ年は、使用料の半額免除となりまして、つまり図書交流館1時間400円でございますので、200円は払っていただくというふうな対応とさせてもらったらというふうに今計画をしております。

あと3点目、開館時間の縮小に関してですけれども、今回、我々としても、なるべくまずは予算を削減しなければならないということと、もう一方で市民サービスが大きくは低下しないというところのバランスの中で考えさせてもらった提案でございます。文教施設ということもありますので、本来であれば、いつでも誰もが訪れて、本を読んだり、自主学習をしてですね学んだりする生涯学習の拠点であると我々も認識はしているところです。ただこういった財政事情でございまして、どこを削るかと考えたときに、利用の実態として少ないこの5時以降を削減することでしか、方法は見いだせなかったというようなことで、御理解をさせていただいたらというふうに思います。

○山下委員

やはりもう繰り返しになりますので余り言いませんけど、やっぱり費用対効果っていうのは、こういったところには、本来はあらわれてはいけないんじゃないかなと思ってます。これ今の財政状況からってということで、それがまず1番に来るので、その中でもやっぱりこのあたりは、ちゃんと守っていかなければいけないよねっていうその予算はあると思いますので、私は少なくともこの図書館の開館時間の縮小とか閉館の日が増えるということに関しては、納得は出来ないというふうに思っております。

○二宮委員

まず私も賛成ではないんですけども、今回もらったデータですけど、普段4時から6時の間、5時から6時の間でもいいんですけど、どういふうな感じの人が来館されとるかいうのは分かりますか。

○大崎まなび推進課長

現場の声を聞いた際には、今日の新聞に出ておりましたように高校生が多いのかと思っておりましたら、学生はほぼほぼ来ていないという状況でございました。そして利用される方というのは、仕事帰りに立ち寄られて、本を返す方とかですね、そういった方が多いようで仕事帰りに立ち寄るんだというようなことが、現場のほうでは伺っております。

○二宮委員

ここしか減らすところが見いだせなかったという今の課長の答弁は、苦しいというかそうなんやろなと思うんですけども、経費を考えるのであれば、何かほかの方法もまだ考えられるんじゃないかなと。僕は意見は今山下委員が言われた全く一緒なんですよ、本当に。この間の高校生との意見交換会においても、やっぱり居場所というところを求めている子はたくさんおったし、今は行っていないので、それはもうちょっと場所の問題もあるんですけど、でもやっぱりこの子育て世代とか今からそういう人口減少の中で、子育て世代の方に来ていただきたい、若い世代の方に来ていただきたいという中においては、やっぱり自ら閉ざしてしまったら、そこへ来る場所を。僕はもうそのこと自体がもうアウトやないかなと思っております。ですから、ぜひ再考いただきたいというのと、人件費で言うのであれば、例えば、今の時代ボランティアもたくさんおられますし、全国見ておりましたら有償ボランティアというのをやられてる。本当に安い時給じゃないけど、ボランティアよりはちょっとこれ出すと1時間500円とか、そんなに対応されとるところもあると思うんですよ。そういう発想もやっぱり考えて、まず縮小ありきで進めたら僕はいけんのじゃないかなというふうに思います。

〔委員長交代〕

○山本委員

今朝の新聞を見て5時以降の高校生が行き場が

ないとか、御高齢の方が寂しいとか言われてたので、たくさんおられるのかなあと思ったらこの表を見たら5時以降は1割、6時以降はもう5%弱ということなので若干安心はしたんですけども、いろんなことを決めたときに、近隣の市と比較して西予市の図書館分館とかの数なんかも考えられたんじゃないかなという気がするんですが、その近隣の状況なんかはつかまれておられますか。

○大崎まなび推進課長

近隣の図書館の設置状況でございますけれども、例えば宇和島市でございますと人口が6万6000人程度でございますが3館運営しております。そして隣の八幡浜市、こちら人口が2万9000人で2館の運営です。そして大洲市が3万8000人で4館ちなみに松山市や今治市でございますけれども、いずれも4館でございます。西予市は、人口が3万3000人を切っておりますけれども、現状8館という状況でございました。西予市は広域とはいえですね、このように人口規模に対して、図書館が多かったというのも、1つの課題かというふうに認識をしております。

〔委員長交代〕

○山本委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後5時14分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後5時14分）

○大崎まなび推進課長

ちょっと口述の訂正をさせてもらったらと思います。令和8年度から、中央館、野村分館、三瓶分館の3館と私言ったつもりだったんですけども、3分館というふうに言ったということです、中央館と野村分館、三瓶分館の2分館というふうに御理解してもらったらと思います。

○山本委員長

分館が2で本館が1ということですね。

ほか質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第123号「西予市図書交流館条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手多数によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第139号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」につきましてを議題といたします。

引き続き大崎課長の説明を求めます。

○大崎まなび推進課長

議案第139号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」提案理由を説明いたします。

議案書は67ページからとなります。

参考資料は2ページ3ページを御覧ください。

今回の財政危機脱却プランにおきましては、公共施設保有量の適正化を図ることを目的に見直しを図ることとなりました。現状の条例である西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例と、西予市城川文書館設置条例の2つの条例を統合し、西予市歴史民俗資料館条例に一本化することで施設の維持管理費等の削減を図るものです。

現条例では、明浜歴史民俗資料館、城川歴史民俗資料館、城川郷土文化保存伝習施設、城川文書館の4施設を設置しております。城川町においては、歴史民俗資料館、郷土文化保存伝習施設、文書館の3施設を運営することに、行財政上の課題があると考え、このたび統合するものでございます。具体的には、文書館にある古文書や行政文書につきましては、その重要性に鑑み、城川支所内の空きスペースにて保管する計画であります。それによりまして、施設の維持管理費を抑制するものであります。一方、明浜歴史民俗資料館につきましては、平成4年に建築され近年では老朽化が進み、維持管理費が増大する中、来館者数は伸び悩むという課題を抱えておりました。そのようなことから、今後は、見学をされる場合は事前予約とすることで、人件費の削減に努めるものでございます。

以上のように検討した結果、城川文書館と城川郷土文化保存伝習施設の機能を、城川歴史民俗資料館に集約し、一体的に管理運営することとし、明浜歴史民俗資料館については、収蔵施設として活用を図ることが適当と判断し、本条例を全部改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

大崎課長の説明は終わりました。

これより審議に入りたいと思います。

質疑はございませんですか。

○山下委員

明浜の民俗資料館ですよ。これはもう事前予約をすれば、今までどおり見れるという判断でよろしいでしょうか。

○大崎まなび推進課長

収蔵施設とは名称は変わりますが、中の展示等は維持したいと考えておりますので、事前予約があれば観覧出来ます。

○山本委員長

ほか質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

質疑も出尽くしたようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第 139 号「西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例の全部改正について」につきまして、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 152 号「西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について」につきまして、大崎課長の説明を求めます。

○大崎まなび推進課長

議案第 152 号「西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について」提案理由を説明いたします。

議案書は 97 ページからとなります。

参考資料は 4 枚目を御覧ください。

今回の財政危機脱却プランの 1 つに各課が保有する基金を統合することを目的に、基金の再編を図ることとなりました。まなび推進課が所管する基金は、西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金となります。当基金は、合併前の平成 13 年に設置した基金で宇和町地域の文化遺産及び自然遺

産を活かしたまちづくりを推進するために設置しております。このたび地域振興基金へ集約を図るとともに、弾力的な基金運用を行うことで、有効活用することとなります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

大崎課長の説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。

質疑はございますか。

○二宮委員

この基金を廃止すること自体を反対するわけではないんですけれども、ちょうど私議員になったときに笠置古墳が出来た時やってですね、ここに書いてあります基金の目的を見たときに、もう少しこう事業が進むのかなと思ってたんですけど、ここに書いてあるように、遺跡のネットワーク化、周遊コースの設定、遺跡の調査と整備、施設の配置を計画しているものという、この初期のこの基金の目的は、どのぐらい達成されているのかなと、そういう認識なのかなということと、基金廃止後もどうやって進むのかなと、そういうのだけちょっと分かる範囲でお願いします。

○大崎まなび推進課長

現在の埋蔵文化財の関係の事業の進捗等について、まずは概要を説明させてもらったらと思います。

現在、埋蔵文化財の発掘調査事業を継続して進めておりますけれども、小森古墳とムカイ山古墳の調査を実施しております。小森古墳は、調査によって笠置峠古墳の跡に築かれた古墳時代前期の前方後円墳であると確認をしております。またムカイ山古墳に関しましては、調査によって小森古墳の後に築かれた墳丘全体に葺石が葺かれているというようなことが明らかになっているものでございます。この後調査を進めまして、令和 9 年には調査の成果をまとめて報告する予定となっております。先ほど言われた 3 つの遺跡のネットワークであるとか、当初書かれておった計画には、考古館を設置するとかありましたけれども、そういったところがまだ並行してなかなか進んでないというところが現実でございまして、ガイドンス施設等に関しては、今後、そういった方向性が見いだせれば、設置をしていくというような考えはあ

るんですけれども、現在のところは一度凍結をしておりますので、この危機脱却プランを乗り越えた後に、その必要性があれば、可能な補助事業等を活用しながら計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○二宮委員

ありがとうございます。

私が思うのは、特に周遊コース等を今地域づくり組織もいろいろ頑張ってもらっておりますんで、そういうところにいろいろお願いして、地域の事業としていろんな発信材料になったらいいのかなと。それが早く少しでもできるような、考古館とかそんなのは僕は今考えてないんですけれども、そういうところを必要なところの優先順位を決めて進めていただきたいなというふうに要望です。

○森川委員

これ作った最初は、みどり団地などの団地の売上げが残ったので基金をつくったわけです。この基金が有効にあまり利用されてないと聞いています。小学生の遠足等という計画などもありましたが、あまり行われていないと思ってます。基金の有効活用をお願いしたらと思います。

○山本委員長

要望ですので聞いていただいとったらと思います。

ほか質疑はございませんでしょうかね。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしましたので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。議案第152号「西予市宇和町地域古代ロマンの里構想基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手全員によりまして当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後5時26分）

【請願審査】

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後5時28分）

これより、請願第3号「学校給食の無償化を求

める請願」を議題といたします。

請願の内容につきましては、タブレットに配信をいたしますので、説明は省略をいたします。時間をとりますのでお目通しをいただけたらと思います。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後5時28分）

○山本委員長

再開を告げる。（再開 午後5時31分）

お目通しいただきましたので、御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○宇都宮委員

この請願は多分令和4年ぐらいから続けて出されていると思います。内容は十分分かります。ただ、令和6年に総務委員会のほうで意見書として国に対しても出しましたんで、去年は多分取下げたということでございます。そういう経緯もあるんで、今年に限っても私はもう否決していいと思っております。

○山本委員長

ほか御意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○山本委員長

採決に移りたいと思います。

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山本委員長

挙手ゼロでありますので、当委員会といたしましては、不採択とすることに決しました。

それでは、本日予定されておりました議案審議が全て終了いたしましたので、これにて令和7年第4回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

○小玉副委員長

以上で令和7年度第4回定例会総務常任委員会を終わります。

閉会 午後5時33分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

山本 英明